

令和元年6月市議会定例会 福祉保健部 議案説明資料

目次

【予算案件】

- 1 令和元年6月福祉保健部補正予算（案）総括表 …… 1頁
- 2 自立支援給付事務処理システム事業費について …… 2頁

【条例案件】

- 3 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例制定の件 …… 3頁

1 令和元年6月福祉保健部補正予算(案)総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
福祉保健部合計	37,928,418	6,104	37,934,522	
(款3)民生費	33,290,789	6,104	33,296,893	
(項1)社会福祉費	28,400,060	6,104	28,406,164	福祉奨学基金費 600 障害者福祉事務費 5,504

【障害者福祉事務費】

2 自立支援給付事務処理システム事業費について

[障害福祉課]

(1) 事業目的

国の「新しい経済政策パッケージ」の中で、令和元年10月から幼児教育・保育に係る費用が無償化となるが、障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていくこととされたため、システムの改修等を行うもの。

(2) 障害児発達支援の無償化の概要

対象期間	対象の施設	無償化の内容
3歳になった後の最初の 4月～小学校入学 ※対象児童数 284人	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所	利用料の無償化

(3) 事業内容

- ① 自立支援給付事務処理システムの改修 5,400千円
利用者負担上限額の設定に係る改修等
- ② 事務費（制度の周知・広報） 104千円

- (4) 事業費 5,504千円
〔内訳 国庫支出金 5,504千円〕

3 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

[障害福祉課]

(1) 概要

平成31年4月より「指定障害児通所支援事業者」の指定や指導監査等の事務・権限が、都道府県から中核市へ移譲されたことに伴い、事業者の指定基準を定める条例を新たに制定するもの。

(2) 施行期日

令和元年8月1日

(3) 基準等

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、県と同様とする。

(4) 事業者等

- ① 対象サービス 放課後等デイサービス、児童発達支援事業等
- ② 事業所の実数 75事業所

(5) 本年4月から7月までの経過措置について

本来、4月の権限移譲に合わせて本条例を施行する予定であったが、国の関係法令の施行が遅れたため、本条例が施行されるまでの間、県の条例を中核市の条例とみなす、いわゆる「みなし規定」により暫定的な運用を行っている。